

監査結果の公表

(その4)

平成26年度の定期監査結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉敬宇

茂原市監査委員 森川雅之

監査の対象 〔都市建設部〕土

木建設課・土木管理課・都市計

画課・建築課・都市整備課・下

水道課／監査の期間 平成27年

2月3日から3月9日まで／監

査の場所 茂原市役所・茂原市

早野地先内水対策関連工事（鹿

島川堤防嵩上げ工）事業他1箇

所／監査の方法 監査の実施に

あたっては、各所管の財務に関

する事務事業が効果的、経済的

に執行されているか。住民の福

祉の増進に努め、最少の経費で

最大の効果を挙げ、組織及び運

営の合理化に努めているか。ま

た、前回の指摘事項の改善はな

されているかに主眼を置き、提

出された資料・関係諸帳簿を調

査するとともに説明を聴取する

ことにより、適正な監査の執行

に努めた／監査の結果 計画さ

れた事務事業はほぼ順調に進行

しており、関係諸帳簿もおおむ

ね適切に処理されていると認め

られた。

◆所見

事務事業の執行状況に関する所見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

◎一宮川水系の浸水対策については、引き続き施設の適切な維持管理に努めるとともに、一宮川流域懇談会で取りまとめる一宮川水系河川整備計画に基づき、恒久的な水害対策に取組まれない。

◎首都圏中央連絡自動車道については、インターチェンジを通行する車両を精査して街づくりの基礎資料とするなど、市の施策につながる取組みを検討されたい。

◎市道については、常に安全であることが求められる施設であるため、社会資本整備総合交付金などを活用しながら、修繕計画に基づいた適正な維持管理に努められたい。

◎景観施策については、更なる景観資源の掘り起こしを図るとともに、住民の参画を促して協働を推進し、市民や事業者の意見や要望を反映した方策づくりに取組まれない。

◎市営住宅については、戸数の半数以上が入居できない状況であることに鑑み、統合・廢

止計画を策定して集約化を進めるとともに、民間賃貸住宅の活用などによる利用者の利便性に配慮した新たな取組みについて検討されたい。

◎住宅・建築物の耐震化については、地震災害における人的被害の軽減に極めて効果的であることから、耐震改修促進計画に基づき、更なる意識啓発と知識の普及、改修の促進に努められたい。また、看板や外壁材等の落下可能性について調査し、必要に応じた指導等に取組まれない。

◎茂原駅前通り地区土地画整理事業については、事業の長期化が見込まれる中、中心市街地の活性化が図られるよう、今後策定される事業推進方策に基づき、早期完成に向け努力されたい。

◎本納駅東地区の整備については、地区計画という事業手法の変更に伴い、住民不安解消のため早期の都市計画決定に向け努力するとともに、区域内の公共施設に着手するなど、目に見える形での環境整備に努められたい。

お問い合わせは、
監査委員事務局（9階）
TEL 1560、FAX 16007へ。

雨水貯留槽または 雨水浸透枳設置工事に 補助金を交付

市では、平成26年10月1日から水害対策のための雨水流出抑制と雨水資源の有効活用を図ることを目的として、雨水貯留槽または雨水浸透枳の設置（設置基準あり）を行った建築物またはその敷地の所有者や占有者に対して、補助金の交付を行っています。

◆補助対象施設

①雨水貯留槽
・雨とい取付型で、貯留容量150ℓ以上、排水機能があること

②雨水浸透枳
・雨といまたは排水管取付型で、内径35cm以上（角枳の場合は内法30cm以上）、かつ深さ50cm以上

◆補助額

設備材料費と設置工事費の合計額の2分の1

◆補助限度

①一建築物につき、雨水貯留槽および雨水浸透枳、各2基まで
②一基当たりの限度額は、雨水貯留槽が2万5千円、雨水浸透枳が1万円

◆申請時に必要な書類

①設置する場所の案内図
②設置費用の見積書
③補助対象施設が確認できる書面（雨水貯留槽は、製品カタログまたは取扱説明書等・雨水浸透枳は、製品カタログまたは設置図等）
④設置前の状況写真

◆完了届および実績報告時に必要な書類

①設置費用の明細を記入した支払い証明書の原本
②設置工事中および設置後の状況写真

◆補助金交付申請の受付期限

平成28年3月25日までに、工事の完了検査を行うことができるとのまで

◆注意事項

雨水貯留槽に溜まった水は、災害時の断水対策用または散水用や洗浄水としても利用できませんが、大雨が予想される場合には排水して空にしてください。また、大雨時や河川水位が高いときには、浴槽の水を流さないようにして頂くと、さらなる水害対策につながりますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせは、
土木管理課（7階）
TEL 1537、FAX 16005へ。